

平成 19 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 鶴弥
代表者名 代表取締役社長 鶴見 栄
(コード番号 5386 東証第 2 部・名証第 2 部)
問合せ先 常務取締役営業開発部長 藤井 雅昭
T E L 0569 - 29 - 2967

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は本日、丸栄陶業株式会社（以下、同社）を相手方として、特許権侵害差止等請求訴訟を大阪地方裁判所に提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1．提訴を行った理由

当社は平成 11 年 9 月に耐風性能を備えた洋形平板瓦スーパーライ 110（以下、本件製品）を開発し販売開始しました。本件製品は平成 10 年 9 月に近畿、東海地区を襲撃した大型の台風 7 号による洋形平板瓦の飛散等の被害に鑑み、当社において研究・試作・実験を繰り返して開発したものであります。

本件製品の製造販売開始にあたっては、特許及び意匠を特許庁に出願し、その後審査され、特許権及び意匠権が認められております。

このたび、当社は、本件製品に係る特許権、意匠権を侵害する一部製品の製造販売を行う同社に対して、製品形状の変更もしくは特許料の支払いによる実施許諾等の穏便な解決策を提案して参りましたが、当事者間では合意に至ることができず、第三者に判断を委ねることとなったため、今回の提訴に至ったものです。

訴訟の内容としては、一部製品の製造販売禁止及び損害賠償請求です。

2．訴訟の相手方の名称等

- (1) 訴訟の相手 丸栄陶業株式会社
- (2) 住 所 愛知県碧南市白沢町 1 丁目 3 8 番地

3．訴訟金額等

今回の訴訟では、当社の受けた損害を損害賠償金額として請求しており、その金額は 100 百万円であります。

以 上